

第 19 回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会

平成 23 年 11 月 7 日 (月)
14 : 00 ~ 16 : 00
厚生労働省専用第 18 - 20 会議室

議 事 次 第

1 開会

2 議題

- (1) 予防接種制度の見直しの方向性についての検討案について
- (2) 報告事項
 - ・ポリオワクチンについて

3 閉会

○ 配付資料

- 資料 1 予防接種法上の疾病区分について
- 資料 2 評価・検討組織のあり方について
- 資料 3 予防接種に関する情報提供・接種記録について
- 資料 4 感染症サーベイランスについて
- 資料 5 ワクチンの研究開発の促進と生産基盤のあり方について
- 資料 6 ポリオワクチンについて

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会委員

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 池田 俊也 | 国際医療福祉大学 薬学部薬学科教授 |
| 岩本 愛吉 | 東京大学医科学研究所 感染症分野教授 |
| 宇賀 克也 | 東京大学大学院 法学政治学研究科教授 |
| ○ 岡部 信彦 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| ◎ 加藤 達夫 | 独立行政法人国立成育医療研究センター総長 |
| 蒲生 真実 | 風讃社 たまひよブックス編集部編集長代行 |
| 木田 久主一 | 全国市長会相談役・三重県鳥羽市長 |
| 北澤 京子 | 日経ＢＰ社日経メディカル編集委員 |
| ○ 倉田 毅 | 国際医療福祉大学 塩谷病院教授 |
| 坂谷 光則 | 独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター名誉院長 |
| 坂元 昇 | 川崎市健康福祉局医務監 |
| 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部法学科教授 |
| 澁谷 いづみ | 愛知県半田保健所長 |
| 廣田 良夫 | 大阪市立大学大学院医学研究科教授 |
| 古木 哲夫 | 全国町村会行政委員会副委員長・山口県和木町長 |
| 保坂 シゲリ | 社団法人日本医師会感染症危機管理対策担当常任理事 |
| 南 砂 | 読売新聞東京本社 編集局医療情報部長 |
| 宮崎 千明 | 福岡市立西部療育センター長 |
| 山川 洋一郎 | 古賀総合法律事務所弁護士 |
| ◎部会長 ○部会長代理 | |

(５０音順・敬称略)

予防接種体系図

通常時に行う予防接種

一類疾病の定期接種

(麻疹、ポリオ等)

発生及びまん延を予防
することを目的とする

【努力義務】あり
【勸奨】あり

【実費徴収】
可能

まん延防止に比重

二類疾病の定期接種

(季節性インフルエンザ)

個人の発病又はその重
症化を防止し、併せてそ
のまん延予防に資するこ
とを目的とする

【努力義務】なし
【勸奨】なし

【実費徴収】
可能

個人の重症化防止に比重

臨時に行う予防接種

従来 of 臨時接種

痘そう、H5N1インフルエンザ
(検討中)を想定

【努力義務】あり
【勸奨】あり

【実費徴収】
不可

新たな臨時接種

本年7月予防接種法等の改正
により新設
「新型インフルエンザ
(A/H1N1)」と同等の新たな「感
染力は強いが、病原性の高くな
い新型インフルエンザ」に対応

【努力義務】なし
【勸奨】あり

【実費徴収】
可能

予防接種法における予防接種の類型

	定期接種		臨時接種	
	一類疾病	二類疾病	従来の臨時接種	新たな臨時接種
考え方	発生及びまん延を予防するために、定期的に行う必要がある（社会防衛）	個人の発病又は重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、定期的に行う必要がある（個人防衛）	まん延予防上 緊急の必要がある	まん延予防上 緊急の必要がある 〔従来の臨時接種対象疾病より 病原性が低いものを想定〕
実施主体	市町村	市町村	都道府県（国が指示又は自ら実施） 市町村（都道府県が指示） 〔厚生大臣が疾病を定めた場合に実施〕	市町村 （国が都道府県を通じて指示） 〔厚生大臣が疾病を定めた場合に実施〕
接種の努力義務	あり	なし	あり	なし
勧奨	あり	なし （対象者等への周知）	あり	あり
接種費用の負担	市町村 （低所得者分は交付税措置）	市町村 （低所得者分は交付税措置）	○都道府県が実施した場合 国1/2 都道府県1/2 ○市町村が実施した場合 国1/3 都道府県1/3 市町村1/3	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 （低所得者分のみ）
	低所得者以外から 実費徴収可能	低所得者以外から 実費徴収可能	実費徴収不可	低所得者以外から 実費徴収可能
健康被害救済に係る 給付金額 （例）	【高額】 障害年金（1級） 488万円／年 死亡一時金 4,270万円	【低額】 障害年金（1級） 271万円／年 遺族一時金 711万円	【高額】 障害年金（1級） 488万円／年 死亡一時金 4,270万円	【二類定期と一類定期・臨時の間の水準】 障害年金（1級） 379万円／年 死亡一時金 3,320万円 （※被害者が生計維持者の場合）
対象疾病	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 （ポリオ） 等	インフルエンザ （高齢者に限る）	一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもの	二類疾病（インフルエンザ）のうち厚生労働大臣が定めるもの

疾病区分の考え方

1 類疾病

「その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより
予防接種を行う疾病」（予防接種法第2条第2項）

【具体的な対象疾病の考え方】（予防接種法改正時の厚生省資料(平成12年)より）

①集団予防目的に比重を置いて、直接的な集団予防（流行阻止）を図る目的で予防接種
を行う疾病。

〔ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、結核、痘そう〕^(*)

②致死率が高いことによる重大な社会的損失の防止を図る目的で予防接種を行う疾病。

〔日本脳炎、破傷風〕

(*)1類疾病については政令で追加することが可能であり、痘そうについては予防接種法施行令に規定されている。

2 類疾病

「個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資する
ことを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病」
（予防接種法第2条第3項）

【具体的な対象疾病の考え方】（予防接種法改正時の厚生省資料(平成12年)より）

○個人予防目的に比重を置いて、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間
接的な集団予防をはかる目的で予防接種を行う疾病。

〔インフルエンザ〕

(*)2類疾病については、政令で指定することはできない。

疾病区分についての論点

①疾病区分について、現行の考え方を維持してよいか。

- 1類疾病の考え方として、現行の要件(※1)に加えるべきものはあるか。
(※1)「集団予防効果の高い疾病」
「致死率が高く社会的損失の重大な疾病」
- 2類疾病の考え方として、現行の要件(※2)に加えるべきものはあるか。
(※2)「個人の発病・重症化の防止」
- これらの要件の具体的な適用の方法について、どう考えるか。

②疾病区分に関する考え方を踏まえ、7つの疾病をどのように分類するか。

- 「(参考) 7つの疾病・ワクチンの特性」(次ページ) 参照

③新たに、2類疾病についても政令により追加できるようにすることについて、どう考えるか。

- 感染症の急な流行への迅速な対処等どのような場合に、法改正によらず2類疾病を追加することが想定されるか。

(参考)7つの疾病・ワクチンの特性

	感染経路	集団免疫効果	患者の発生状況	疾病の転帰	予防接種の効果
子宮頸がん 予防	性感染	不明 (参考文献に記載なし)	推定生涯罹患率: 50% 子宮頸がん: 8474人/年	軽度異型性は90%自然治癒 子宮頸がんによる死亡 2486人/年	持続感染減少 (有効性> 90%) 頸がん死亡率減少効果 (不明)
ヒブ	接触感染 (保菌が発症の 直接契機でない)	保菌率の低下 非接種児の髄膜炎減少(94%)	侵襲性感染: 329-669人/年 髄膜炎: 271-452人/年 (2007-2009年)	髄膜炎罹患者のうち 後遺症: 20-30% 髄膜炎のうち死亡: 3-6%	髄膜炎92%減少 侵襲性感染99%減少
肺炎球菌 (小児)	飛沫感染 (保菌が発症の 直接契機でない)	高齢者における 侵襲性感染の 減少(30%)	侵襲性感染: 1177-1281/年 髄膜炎: 142-155人/年 (2007-2009年)	髄膜炎罹患者のうち 髄膜炎のうち後遺症: 10% 髄膜炎のうち死亡: 2%	侵襲性感染減少 (有効性93.9-97.4%)
水痘	空気感染	小児導入後に全 年齢層で患者数 減少したとの報 告あり	推定罹患数: 100万人/年	入院: 推定4000人/年 死亡: 推定20人/年	患者数減少 (有効性80-100%)
おたふくかぜ	飛沫感染	接種率85-90% で罹患危険率0	推定罹患数 43.1万-135.6万人/年 (2002-2007年)	感染者のうち 無菌性髄膜炎: 1-10% ムンプス脳炎: 0.3-0.02%	患者数減少 (有効性: 75-100%)
B型肝炎	血液・体液感染 性感染	不明 (参考文献に記載なし)	20~30代抗原陽性率: ~0.3% 推定急性B型肝炎新規入院 1800人/年	B型肝炎死亡数 641-689人/年 肝がん死亡数 約33,599-33,665人/年 うち抗原陽性率: 15.5%	抗体獲得率 95%(<40歳) 母子保健事業により 95%以上でキャリア化 防止
肺炎球菌 (成人)	飛沫感染 (保菌が発症の 直接契機でない)	不明 (参考文献に記載なし)	細菌性肺炎の 1/4-1/3を占める	細菌性肺炎による死亡の 1/4-1/3を占める (肺炎: 日本人の死亡率第4位)	入院・死亡数の減少

これまでに指摘された課題と対応の方向性(案)

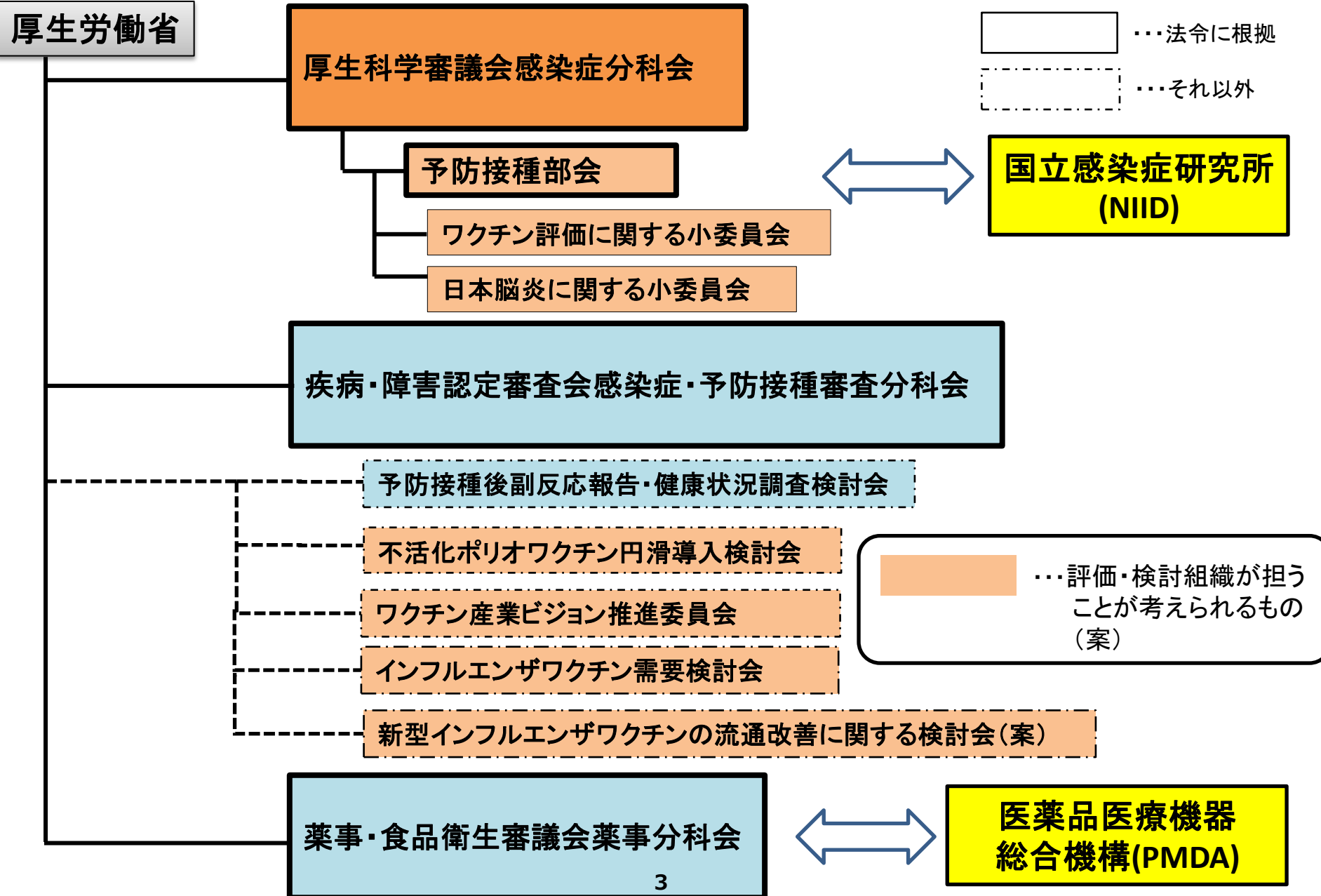
課題	対応の方向性（案）
① 予防接種施策全般について、中長期的な視点から恒常的に評価・検討する機能がない。	（定期性・継続性） ●中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき予防接種施策を定期的に評価・検討し、厚生労働大臣に提言する評価・検討組織を設置する。
② 審議会の公開は行っているが、幅広い多様な分野の方々が参加する形式になっていない。	（公開性・透明性・多様性） ●多様な分野の方々の会議への参加を求めるとともに、評価・検討組織の検討課題の設定等に関し、公開性・透明性をより高める。 ●委員構成の多様性の確保に努める。 ●関連団体との連携に努める。
③ 個々の疾病やワクチンに関する情報収集や、科学的な知見に基づく検討のための資料等を準備する体制が不十分。	（充実した事務局体制） ●健康局結核感染症課が、国立感染症研究所等の協力・連携のもと、事務局体制を充実する。 ●必要なサーベイランス体制を充実する。

予防接種行政の流れと評価・検討組織が担う役割(案)

○ 予防接種に関する振興部門は評価・検討組織が担い、規制・安全対策部門は従来の各組織が担う。

予防接種行政の流れ	内容
1. <u>研究開発振興</u>	・ <u>研究開発</u> ・ <u>生産基盤の確保</u>
2. 治験・承認審査	・ ワクチンの審査・承認検定 ・ ワクチンの安全性・有効性の評価
3. <u>生産・流通</u>	・ <u>ワクチンの安定供給の確保</u> ・ <u>ワクチンの流通支援</u>
4. <u>予防接種事業</u>	・ <u>予防接種事業としてのワクチン評価（安全性・有効性・医療経済の視点）</u> ・ <u>対象疾病や接種対象者の決定（接種スケジュール）</u> ・ <u>接種体制など適正な実施の確保</u> ・ <u>国民・接種対象者等への情報提供</u>
5. 安全対策・監視指導	・ 市販後のワクチンの安全性・有効性の評価
6. 健康被害救済	・ 認定・支給

予防接種制度に関する現行の審議会等と評価・検討組織の位置づけ(案)



評価・検討組織の役割について(案)

予防接種行政の流れ	想定される評価・検討組織の役割
研究開発振興	
<研究開発の促進>	●研究者やワクチン製造業者における研究開発等の推進につなげていくため、予防接種施策に関する総合的視点から、今後必要とされるワクチンについて、国としての研究開発に関する優先順位等の提言 ●ニーズに合った新ワクチンの臨床開発力の強化につなげるため、ワクチン製造業者と連携した、ワクチン開発促進策の検討
生産・流通	
<ワクチンの安定供給の確保>	●定期接種ワクチンの安定供給や、疾病のまん延に備えた危機管理的なワクチン生産体制確保のための支援策の検討 ●新たなワクチン導入時における接種の優先順位や、接種対象者拡大のスケジュール等の検討 ●ワクチン不足時の対応の検討
<ワクチンの流通支援>	●国、ワクチン製造販売・流通業者、医療機関（医師）などの関係者の連携・役割分担の検討
予防接種事業	
<ワクチン評価>	●新規ワクチンの追加に向けた有効性・安全性の評価 ●定期接種ワクチンに係るサーベイランスや副反応報告等に基づく有効性・安全性の再評価 ●医療経済の観点からの費用対効果分析の実施
<対象者等の検討>	●対象疾病、接種対象者、接種スケジュール等の検討
<国民への情報提供>	●予防接種の意義やリスク、接種スケジュール等についての、保護者、接種対象者、報道機関、医療関係の専門家等に対する評価・検討組織からの一元的な情報提供

評価・検討組織の構成について（案）

	評価・検討組織（案）				現行の予防接種部会				（参考）米国ACIP			
	発言	提案	議決		発言	提案	議決		発言	提案	議決	
委員 （15-20 名程度）	○	○	○	小児科医 内科医 感染症専門家 疫学専門家 公衆衛生専門家 医療関係団体 地方自治体 経済学者 法律家 メディア	○	○	○	小児科医 内科医 感染症専門家 疫学専門家 公衆衛生専門家 医療関係団体 地方自治体 経済学者 法律家 メディア	○	○	○	小児科医 内科医 感染症専門家 免疫学者 公衆衛生専門家 予防医学専門家 ワクチン専門家 経済学者 消費者代表
参考人	○	○	×	<u>政府関係機関代表</u> 医薬品医療機器総合機構 国立感染症研究所 国立保健医療科学院 医薬基盤研究所 <u>学会</u> <u>製造・卸売代表</u> <u>健康被害者団体</u> など	○	×	×	部会からの求めに応じて、適宜参加	○	○	×	政府関係機関代表 FDA(食品医薬品局) NIH(国立衛生研究所) など
傍聴者	○	×	×	一般	×	×	×	一般	○	×	×	一般
事務局	○	○	×	健康局 〔医薬食品局 国立感染症研究所〕	○	○	×	健康局 〔医薬食品局〕	○	○	×	CDC (疾病管理センター)

評価・検討組織の運営について（案）

	評価・検討組織（案）	現行の予防接種部会	（参考）米国ACIP
任期	中長期的な継続性を担保	2年/最長10年	4年
選任方法	厚生労働大臣が任命 ※公募枠の導入を検討	厚生労働大臣が任命	公募（自薦、他薦） →事務局が選任
議長	委員の互選	委員の互選	メンバー内から選任
開催スケジュール	年2～4回定期 計画的な議題・会議日程の設定	不定期 過去一年では6回開催 (平成22年10月6日～平成23年9月29日)	年3回定期 3年先までの計画的な議題・会議日程の設定
専門委員会	テーマに応じ常設化を検討 本委員から1-2名、その他数名の専門家を厚生労働大臣が任命	必要に応じて設置 (例：平成22年度はワクチン評価小委員会を設置)	常設のものと臨時のものがある 本委員から1-2名、その他数名の専門家で構成

予防接種に関する情報提供・接種記録の見直しの方向性(案)①

現状の課題	見直しの方向性（案）
《国民に対する情報提供》 予防接種の意義やリスクに関する分かりやすい説明、推奨接種スケジュール等についての国民向けの情報提供ツールとしては、ホームページが中心的な役割を果たしているが、厚生労働省からや国立感染症研究所からの発信など、情報提供のあり方が一元化されていない。	評価・検討組織の意見を反映させた形で、予防接種に関するあらゆる情報を一元的に発信していく。 保護者、報道機関、医療関係の専門家等がそれぞれ必要とする情報に容易にアクセスできるよう、ホームページの内容の充実や利便性の向上を図る。
《母子健康手帳》 母子健康手帳は、保護者に必ず提供され比較的長期にわたり保管されるものであることから、予防接種に関する情報提供及び接種記録の管理には効果的なツールである。 一方、現行の母子健康手帳では、定期接種の記載欄が小学校就学前と就学後で一連のものとなっていない。	母子健康手帳の定期接種の記載欄を一連の様式とするなど、予防接種関連の記載項目を整理・充実して、保護者及び被接種者が予防接種に関する情報を一元的かつ長期的に管理できるようにする。 ※ 「母子健康手帳に関する検討会」における議論と整合性を図る。

予防接種に関する情報提供・接種記録の見直しの方向性(案)②

現状の課題	見直しの方向性（案）
《教育行政との連携》 現在の定期の予防接種の多くは就学前に実施されているが、今後子宮頸がん予防ワクチンなど対象年齢が高くなると、教育行政と連携し、学校現場等での接種対象者自身に対する情報提供が重要となっている。	子宮頸がん予防ワクチンについては、がん教育と一体的な情報提供が重要であり、現在実施している麻しん対策に加えて、文部科学省との一層の連携を図る。 （ 学校における麻しん対策ガイドライン、啓発普及のポスター、リーフレット等を作成。 ）
《接種記録の管理》 予防接種台帳については、データ管理している自治体や紙媒体で保管している自治体があるなど、情報管理の仕方がまちまちであるため、接種記録を活用した未接種者の把握による接種勧奨等を十分に行うことができない。	予防接種記録のデータ管理・活用のあり方については、社会保障・税に関わる番号制度の議論も踏まえ、引き続き検討する。 （ ※ 市町村で管理する予防接種台帳の保存期限は現在5年となっているが、番号制度やIT化の議論と併せて、見直しを検討。 ）

(参考) 予防接種に関する情報提供の現状について(1)

ホームページによる情報提供

厚生労働省ホームページ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種情報

厚生労働省からのお知らせ

- ポリオワクチンに関する情報をご提供するサイトを開設しました。(平成23年10月3日)
- 平成17年度～21年度に日本脳炎の予防接種の機会を逃した方へのご案内。(平成23年5月20日)
- 小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチン接種の一体的見合わせについて
- 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの「ワクチン接種緊急促進事業」について

定期予防接種のしくみ

予防接種法に基づいて、一類疾病(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻疹・風しん、日本脳炎、破傷風、結核)、二類疾病(インフルエンザ)のワクチンの定期接種を行っています。これらの予防接種は、各市町村が実施主体となっていますので、お住まいの市町村での実施方法など、詳細については、市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

関係法令

- 予防接種法
- 予防接種法施行令
- 予防接種法施行規則
- 予防接種実施規則

関係通知等

- 定期の予防接種実施要領
- 定期予防接種の副反応報告(様式) [212KB] 9月7日
- インフルエンザ予防接種実施要領 **NOV 10月12日**
- インフルエンザ予防接種の副反応報告(様式) [119KB] **NOV 10月12日**
- 予防接種法の一部を改正する法律等の施行について

役立つ情報

- 予防接種スケジュール(国立感染症研究所)

統計

- 定期の予防接種実施者数

予防接種による健康被害の救済

- 健康被害救済の仕組み
- 予防接種健康被害救済制度

予防接種に関する政策の検討

今後の予防接種に関する政策のあり方等について、次のような場で検討を進めています。

国立感染症研究所ホームページ

IDSC 国立感染症研究所
Infectious Disease Surveillance Center 感染症情報センター

国立感染症研究所のページへ | 感染症情報センターについて | 引用リンクについて | サイトマップ

ホーム | 疾患別情報 | サーベイランス | 各種情報

新興感染症 | 予防接種 | 人獣共通感染症 | 節足動物媒介感染症 | 血液媒介性感染症 | 寄生虫 | 輸入感染症(旅行者感染症) | 腸管感染症(食中毒を含む) | 小児の感染症 | 腫瘍の感染症 | 性感染症(STD) | 日和見感染症 | 薬剤耐性菌

> 予防接種 > 予防接種のページ

麻疹風疹混合ワクチン(MRワクチン)を1歳のお誕生日のプレゼントにしましょう

2012年麻疹eliminationに向けた麻疹対策のキャッチフレーズ“1人でたらずく対応!”

予防接種に関する政省令が改正されました

- MRワクチンの2回接種が2006年度から始まりまして
- 小学校入学前(第2期)の人は、忘れずに2回目の麻疹・風疹ワクチンを受けましょう!
- 中学1年生相当年齢(第3期)、高校3年生相当年齢(第4期)の人は、2008年度から5年間の特定期間中、2回接種の対象になりました。忘れずに2回目の麻疹・風疹ワクチンを受けましょう!

トピックス

- 2011/12シーズン インフルエンザワクチン株
- 年齢別麻疹、風疹、MMRワクチン接種率
- 定期予防接種率(独立行政法人統計センター：政府統計・StatのHP)
- 風疹の現状と今後の風疹対策について
- 麻疹の現状と今後の麻疹対策について
- 日本で接種可能なワクチンの種類

ガイドライン・予防接種法関連

- 予防接種に関する通知など
- 予防接種法関係(厚生労働省HP)
- 麻疹Q&A
- 風疹Q&A
- 風疹予防接種申込書・予防票(任意接種用)
- 風疹予防接種説明書～風疹ワクチンの接種を希望される方へ～

2006年6月2日からの予防接種に関する政省令の改正にともなうキャンペーンです。

麻疹・風疹ワクチン
なぜ2回接種なの?

麻疹・風疹混合ワクチン生
1歳のお誕生日のプレゼントに!

小学校入学準備に
2回目麻疹・風疹ワクチン!

はしかにならない
はしかにさせない

現在のスケジュールはこちらをご覧ください。

予防接種スケジュール

(2011/9/1～)

海外のワクチン情報

(参考) 予防接種に関する情報提供の現状について(2)

母子健康手帳

母子保健法施行規則に定められている記載項目

予防接種の記録

Immunization Record

BCG			
接種年月日 Y/M/D (年 齢)	ロット Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
ポリオ (Oral polio Vaccine)				

ジフテリア・百日せき・破傷風 Diphtheria・Pertussis・Tetanus					
時期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
第1期 初回	1回				
	2回				
	3回				
第1期 追加					
○薬剤などのアレルギー記入欄					

麻しん (はしか) Measles ・ 風しん Rubella	第1期				
	第2期				

日本脳炎 Japanese Encephalitis				
時期	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
第1期 初回	1回			
	2回			
第1期 追加				

その他の予防接種

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks

(参考) 予防接種に関する情報提供の現状について(3)

教育行政との連携

中学1年生のみなさん はしか(麻しん)・風しんの予防接種 を受けましょう。

中学1年生のお子様をお持ちの保護者のみなさん、平成20年4月から、中学1年生に相当する年齢の人は、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けることになりました。過去に一度接種を受けている人も、もう一度接種を受けてください。

注: 中学1年生に相当する年齢の人は平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの人のです。

はしか(麻しん)や風しんってどんな病気?

はしか(麻しん)は、ウイルスに感染した後、約10～12日間の無症状の期間(潜伏期)を経て、熱・せき・鼻水などの症状が出はじまります。数日すると、首すじ・顔から赤い発しん(ぶつぶつ)が出はじめ、熱も高熱となり発しんは全身に広がります。38～39℃の熱は1週間から10日程度続くことがあります。とてもうつりやすく、免疫がないと大人もかかります。

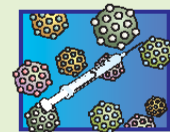
はしか(麻しん)にかかると肺炎や脳炎を引き起こすことがあり、1000人に1人程度の割合で命を落とすことがあります。さらに、10年後ほどから「亜急性硬化性脳炎」という重い脳炎が10万人に1人の割合で発生することが知られています。



はしか(麻しん)の発しん

風しんも、発熱と全身に淡い発しんがでる感染症です。症状は、はしか(麻しん)より軽いですが、妊婦さんが妊娠初期にかかると、おなかの中の赤ちゃんが感染し、心臓の病気になったり、目や耳に障害を生じたりすることがあります。この病気を、「先天性風しん症候群」と言います。

はしか(麻しん)や風しんの予防は?



はしか(麻しん)・風しんの予防は、予防接種を受けることです。現在は、はしか(麻しん)と風しんの両方を予防する麻しん風しん混合ワクチンがあります。

2007年春に続いて、2008年も10代から20代を中心に、1万人を超えるはしか(麻しん)の全国流行が起こりました。1人1人が確実に、はしか(麻しん)にかからないようにするためには、2回の接種を受けることが大切です。

<麻しん・風しんワクチンの副反応について>

「予防接種後健康状況調査報告書(平成19年度)」によると、第1期(1歳児)のワクチン接種後は約19.1%に発熱、約5.4%に発しんが認められ、第2期(5～6歳)では、約9.7%に発熱、約1.4%に発しんが認められたとの報告がなされています。発熱や発しんはいずれも1～3日程度で治ります。また、100万～150万接種に1回以下の極めてまれな割合で、接種後の脳炎がおこることが知られています。万が一、接種後に心臓の症状が認められた場合は、接種医あるいはかかりつけ医を連絡してください。なお、接種に伴う健康被害が発生した場合は、法律に基づいた救済があります。

文部科学省・厚生労働省

平成22年度版

はしかにならないために。 はしかにさせないために。

厚生労働省

予防接種を受けたことがない人は勿論、
1回受けたことがある人も
2回目の予防接種を受けましょう。



対象者 中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者

(麻しん及び風しんに罹患したことが確認できずそれぞれワクチン2回接種した者は接種を受ける必要はありません。)

実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

接種時期 中1、高3に相当する年度(4月1日から3月31日)の1年間

(中1で対象になる人は、通知になると実施時期が異なりますので、電話はしこせず受けましょう。)

特に勧奨する接種期間 年度の最初3ヶ月間(4月から6月まで)

使用するワクチン 原則として麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)

お問い合わせ 厚生労働省 健康局 結核感染症課 TEL03(5253)1111 (内線2383)

※具体的な接種時期・接種場所については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

— 現代なら守れる —

2回の予防接種ではしかは無くせる

1歳、小学校就学級、中学1年、高校3年相当のみなさん
はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けましょう。

保護者のみなさん、従来の1歳、今学期就学年度に該当、平成20年4月から5年度、中学1年生、高校3年生相当のみなさん、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けることになりました。過去に一度接種を受けている人も、もう一度接種を受けてください。それで、恐ろしいはしか(麻しん)や風しん(先天性風しん症候群など)の罹患からあなたや家族を守ります。

「はしかにならない、はしかにさせない」

文部科学省 厚生労働省

JIN-
監修 4月17日スタート 毎週土曜日 大塚

(参考) 予防接種記録の現状について

予防接種台帳

定期の予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)より

予防接種台帳

様式第一

No.		町・字					予防接種実施者名			都道府県			保健所 市町村		
番号	予防接種 対象者 氏名	生 年 月 日	性 別	住 所	保 護 者 氏 名	予 防 接 種									備 考
						(1)			(1)			(1)			
						年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	年 月 日 (2)	医 師 名 (3)	摘 要 (4)	

- 予防接種法施行令で、市町村長又は都道府県知事は、予防接種を行ったときは、予防接種台帳を作成し、5年間保存しなければならないこととされている。
また、予防接種台帳に記載すべき項目としては、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び実施の年月日が定められている。
- 定期の予防接種実施要領で、予防接種台帳の様式を示し、適正に管理・保存することを求めている。